

1. 制度の概要

障害者総合支援法に基づき市町村が行う地域支援事業の中で、必須事業の一つとして規定。
障害者等の日常生活が、より円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。

2. 対象者

日常生活用具を必要とする、障害者、障害児、難病患者等

※ 難病患者等については、政令に定める疾病に限る

3. 実施主体

市町村

4. 種目（詳細は、（別紙）厚生労働省告示第529号参照）

- (1) 介護・訓練支援用具
- (2) 自立生活支援用具
- (3) 在宅療養等支援用具
- (4) 情報・意思疎通支援用具
- (5) 排泄管理支援用具
- (6) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

5. 申請方法等

市長村長に申請し、市町村による給付等の決定等、給付等を受ける。

6. 費用負担

- (1) 補助金の負担割合
国＝50／100以内 都道府県＝25／100以内
※ 国費の財源は平成26年度の場合、514億円（地域生活支援事業への統合補助金）の内数
- (2) 利用者負担
市町村の判断による。

【参考】

- ① 創設年度 平成18年10月施行
- ② 根拠 障害者総合支援法 第77条第1項第6号
- ③ 国の補助根拠 障害者総合支援法 第95条第2項第2号

(別紙)

○厚生労働省告示第529号(平成十八年九月二十九日)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第七十七条第一項第六号の規定による障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)の日常生活上の便宜を図るための用具は、第一号に掲げる要件をすべて満たすものであって、第二号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するものとする。

一 用具の要件

- イ 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ロ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの
- ハ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

二 用具の用途及び形状

イ 介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの

ロ 自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性あるもの

ハ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

ニ 情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの

ホ 排泄管理支援用具

ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの

ヘ 居宅生活動作補助用具

障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(参考)

日常生活用具参考例

種 目		対 象 者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす（児のみ）	
	訓練用ベッド（児のみ）	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
	便器	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
	頭部保護帽	
	T字状・棒状のつえ	
	歩行支援用具→移動・移乗支援用具（名称変更）	
	特殊便器	上肢障害
	火災警報器	障害種別に関わらず火災発生の感知・非難が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害等
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害等
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害等
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害
	盲人用体重計	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具※	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
	点字器	視覚障害
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	盲人用時計	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害
	聴覚障害者用情報受信装置	喉頭摘出者
	人工喉頭	
	福祉電話（貸与）	聴覚障害又は外出困難
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難
視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害	
点字図書		
排泄管理支援用具	ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具）	ストーマ造設者
	紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品）	高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者
	収尿器	高度の排尿機能障害者
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

☆ ストーマ用品とは、皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する各種用品があり、例えば皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウェハー等が考えられる。

（平成18年厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料より）

ストーマ装具・付属品（ストーマ用品、衛生用品）、洗腸用具給付対象品目比較表

<ストーマ装具>

番号	品目	対象品
1	蓄便袋	ワンピース装具・フランジ・パウチ
2	蓄尿袋	ワンピース装具・フランジ・パウチ

<付属品（ストーマ用品）>

番号	品目	厚生労働省	川崎市	日本オストミー協会
		対象品	対象品	推奨品（網掛け部分が要望項目）
1	皮膚保護用品	皮膚保護ペースト・パテ	皮膚保護ペースト・パテ	皮膚保護ペースト・パテ
		皮膚保護パウダー	皮膚パウダー	皮膚保護パウダー
		皮膚保護ウエハー	皮膚ウエハー	皮膚保護ウエハー
		皮膚被膜剤（スキンバリア）	皮膚被膜剤（スキンバリア）	皮膚保護剤（スキンバリア）
		パウチカバー		ストーマ袋カバー
2	固定具	固定用ベルト	固定用ベルト	
		サージカルテープ	サージカルテープ	テープ材
			ストーマベルト	ストーマ用ベルト
			腹帯	ストーマ用腹帯
				フィルムドレッシング材
				サラシ
3	補正剤	コンベックスインサート	凸リング（コンベックスインサート）	コンベックスインサート
			補正用皮膚保護剤	
4	蓄尿バック	レッグバッグ	レッグバッグ（尿路ストーマ）	ストーマレッグバッグ
		ナイトドレーナージバッグ	ナイトドレーナージバッグ	ナイトドレーナージバッグ
5	ガス抜き用具		ガス抜きフィルター	
6	穴あけ用器具	皮膚保護剤穴あけ専用はさみ	専用ハサミ	ストーマ用ハサミ
			専用カッター	フランジカッター
7	入浴等補助具		ミニパウチ	入浴用補助具
			ストマキャップ	
			ミニパッド	
8	接続管		ウロ接続管	
			コネクター	
			接続チューブ	
9	閉鎖具		ストーマ装具用クリップ（ストッパー）	

<付属品（衛生用品）>

番号	品目	厚生労働省	川崎市	日本オストミー協会
		対象品	対象品	推奨品（網掛け部分が要望項目）
1	剥離剤		リムーバー	粘着剥離剤（リムーバー）
2	消臭剤	消臭剤（パウチの中に入れて使用するもの）	消臭パウダー	消臭剤（粉末）
			消臭フィルム	
			消臭液	消臭剤（液体）
			消臭シート	消臭剤（シート）
				消臭剤（錠剤）
3	潤滑剤		潤滑剤	潤滑剤
4	凝固剤		凝固剤	凝固剤
5	洗浄用品			皮膚洗浄剤
				ガーゼ
				脱脂綿

<洗腸用具>

番号	品目	厚生労働省	川崎市	日本オストミー協会
		対象品	対象品	推奨品（網掛け部分が要望項目）
1	洗腸用具	洗腸用具	洗腸装具 ※原則、ストーマ装具代替品として給付	洗腸用具

ストーマ装具及び付属品（ストーマ用品・衛生用品）の給付状況等について

1 身体障害者の総数 及び ぼうこう・直腸機能障害者数

	身体障害者数	ぼうこう・直腸機能障害者数
平成27年3月末	36,300人	1,625人
平成26年3月末	35,685人	1,589人
平成25年3月末	34,762人	1,513人

2 ストーマ装具及び付属品（ストーマ用品・衛生用品）の給付実績（平成26年度）

	給付件数	給付額	平均給付額
ストーマ装具（消化器系）	13,450件	117,611,430円	8,744円/件
ストーマ装具（尿路系）	3,405件	39,076,670円	11,476円/件
合計	16,855件	152,958,500円	
日常生活用具全体（参考）	25,625件	279,317,504円	

※給付件数は1人につき1月分を1件とカウントしている。

3 利用者負担（平成27年度）

給付に要する費用に関わらず、用具及び世帯の所得状況に応じて1ヵ月あたり一定額を利用者負担とする。

世帯の課税状況	利用者負担月額
生活保護世帯	負担 0円
市民税非課税世帯	負担 0円
最多納税者が市民税均等割課税 <33,000円	定額 400円
最多納税者の市民税所得割 33,000円<235,000円	定額 700円
最多納税者の市民税所得割 235,000円<460,000円	定額 950円
最多納税者の市民税所得割 460,000円以上	全額自己負担

※障害者の場合は本人と配偶者、障害児の場合は住民基本台帳上同一の世帯に属する方を同一の世帯とする。

4 ストーマ装具及び付属品（ストーマ用品・衛生用品）の給付基準額

平成25年1月から、次のとおり1か月あたりの給付基準額を増額した。

- ・ストーマ装具（消化器系） 9,000円/月 → 9,500円/月
- ・ストーマ装具（尿路系） 11,500円/月 → 12,500円/月

5 ストーマ装具等及び付属品（ストーマ用品・衛生用品）の給付適正化について

平成25年4月から、次のとおり給付の適正化を図った。

- ・給付対象品目の明確化
- ・見積書の記載内容の明確化
- ・請求時における納品書（写）の添付義務化